

## ○厚木市中心身障害者福祉手当支給条例

### (目的)

第1条 この条例は、心身障害者に対し心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することによって、その更生と生活を援助し、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号の1級、2級、3級又は4級に該当するもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において判定された知能指数（以下「知能指数」という。）が75以下の者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）第6条第3項の表の1級又は2級に該当するもの

### (対象者)

第3条 手当の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、支給年度の4月1日（以下「基準日」という。）に市内に住所を有している心身障害者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とならない。

- (1) 基準日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所している者

- (2) 基準日の属する月の分の特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条に規定する障害児福祉手当若しくは同法第26条の2に規定する特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条に規定する福祉手当の支給を受けている者
- (3) 基準日の属する年度の前年度に神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)第3条第1項に規定する手当の支給を受けている者
- (4) 基準日において他の市区町村の支給決定により、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを受けている者
- (5) 基準日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)が課されている者。

(手当の額)

第4条 手当の額は、次のとおりとする。

区分	手当の額
省令別表第5号の1級又は2級の者	年額 36,000円
省令別表第5号の3級又は4級の者	年額 26,000円
知能指数50以下の者	年額 36,000円
知能指数75以下の者	年額 26,000円
政令第6条第3項の表の1級の者	年額 36,000円
政令第6条第3項の表の2級の者	年額 26,000円

備考 この表に定める区分の2以上に該当する者の手当の額は、そのいずれか多い額を当該手当の額とする。

(申請及び決定)

第5条 対象者は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、その決定を受けなければならない。

(支給期間及び支給月)

第6条 手当は、前条の規定による支給を決定した日の属する年度から支給すべき事由の消滅した日の属する年度まで支給する。

2 前項の手当は、毎年7月に支給する。

(手当の返還)

第7条 市長は、手当の支給を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により支給を受けたと認められたときは、既に支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2 厚木市身体障害者(児)福祉手当支給条例(昭和44年厚木市条例第6号)および厚木市精神薄弱者扶養手当支給条例(昭和41年厚木市条例第10号)は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市心身障害者福祉手当支給条例第3条から第6条までの規定は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成3年1月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1号及び第2号の改正規定 公布の日
- (2) 第3条第1項第2号及び第2項の改正規定 平成18年10月1日

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 第1条、第3条及び第5条の規定 公布の日又は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第1条第3号に規定する政令で定める日のいずれか遅い日
- (3) 第2条、第4条及び第6条から第8条までの規定 平成24年4月1日

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条から第3条までの改正規定中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。